

## 岩美町 P a y P a y 商品券加盟店選定基準

P a y P a y 商品券は、ふるさと納税制度における返礼品のひとつであり、P a y P a y 商品券を利用できる加盟店の、提供する品やサービスについては、ふるさと納税の地場産品基準に適合する必要がある。また、返礼品を取り扱う事業者の要件に適合する必要もあるため、岩美町 P a y P a y 商品券加盟店選定基準を設定する。

### 1. 対象商品・サービスの要件

加盟店が P a y P a y 商品券使用取引の対象商品として取り扱うことができる商品は次の要件を全て満たすこと。

(1) 下表「地場産品基準類型表」に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本町内にて生産されたものであること。
2	本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本町内において生産されたものであって、近隣の市町村の区域内において生産されたものとして混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。

(2) 下表「返礼品対象分類表」に示された商品に該当しないこと。

分類	説明
ア 金銭類似性の高いもの	プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直しの要請があったもの

## 2. 加盟要件

P a y P a y 商品券加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できない。

- (1) 各種法令規則等に従った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 税金や利用料など本町に対する全ての債務について、滞納がないこと。
- (3) 本町内に店舗（飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- (4) 「1. 対象商品・サービスの要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売、提供している場合は、P a y P a y 商品券の利用可否（対象か否か）を明確に区分、表示し、運用できる店舗であること。
- (5) 岩美町暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員等でないこと。
- (6) 公序良俗に反する営業店舗でないこと。
- (7) 全国共通のサービスを提供する店舗でないこと。（フランチャイズ、チェーン店等）
- (8) 処方箋薬局など税法が関係する商品を取り扱う店舗でないこと。
- (9) ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配、使用できること。

令和4年12月15日設定